

地方自治法第 1 7 9 条の規定による専決処分報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸